

# 進路だより

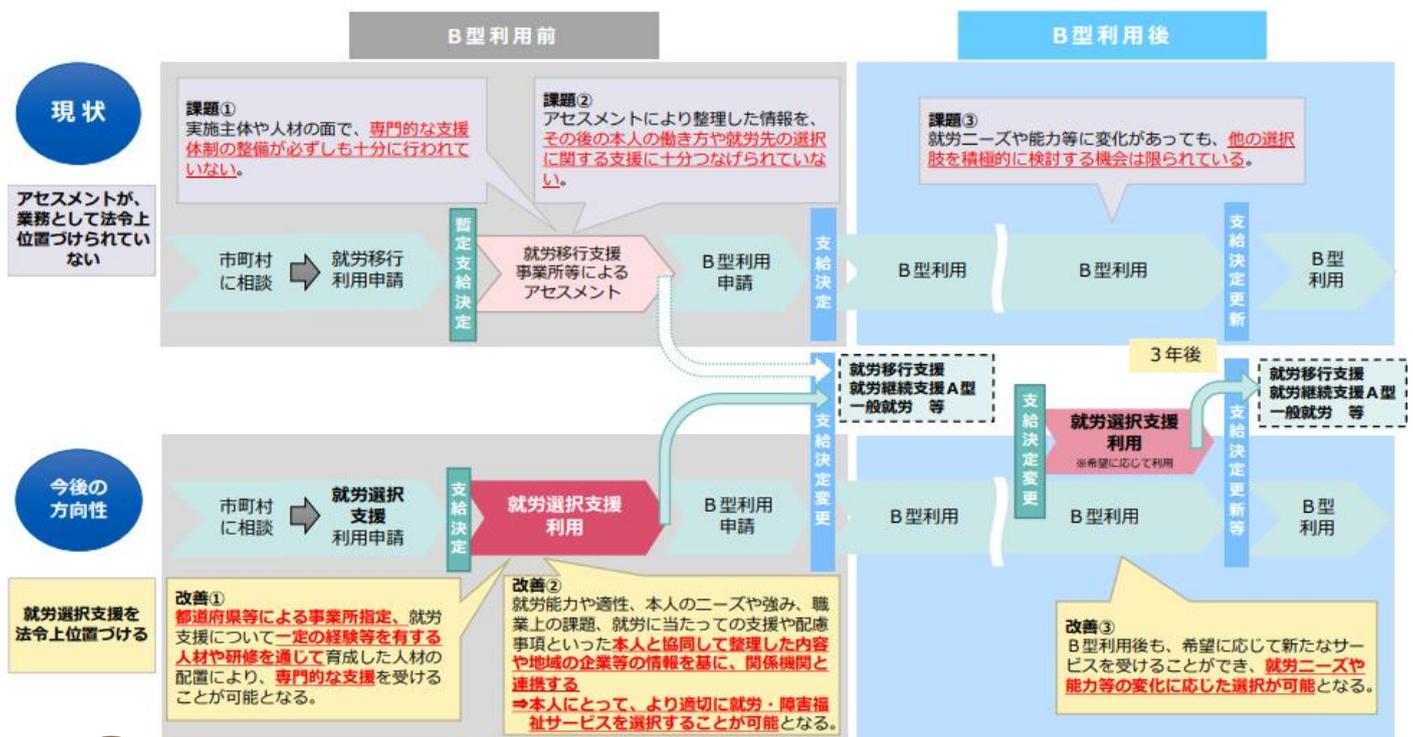
福島県立猪苗代支援学校  
進路指導部  
令和7年2月28日

3学期になり、高等部3年生6名は社会人としてスタートするための準備を行っています。卒業まで残りわずかの学校生活ですが、胸を張って次の進路に進むために旅立ちの準備を進めてほしいと思います。

さて、今後、障がいのある方にかかわる制度に変化があります。今までは、学校を卒業後、就労継続支援B型事業所に通うためには、就労アセスメントという制度を利用して就労面についてアセスメントを受ける必要がありました。この制度をより手厚くし、障がいのある方が就労先や働き方についてより良い選択ができることをねらいとし、「就労選択支援」という制度が開始される見込みです。

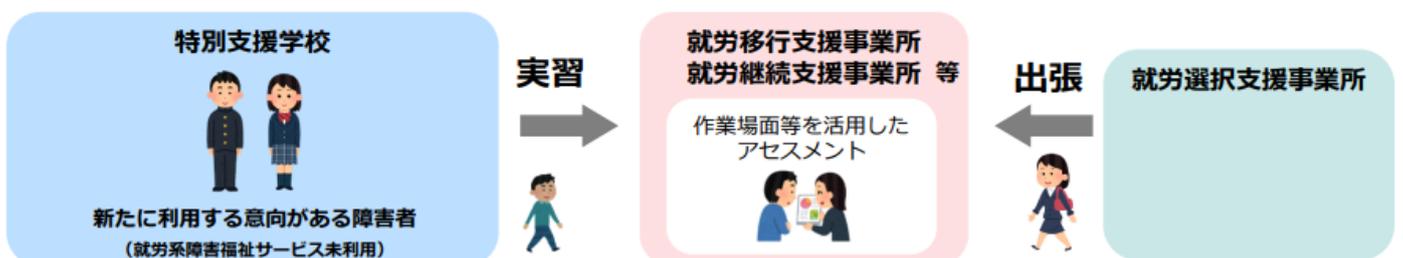
## 進路にかかわる最新の動向

令和7年度10月から段階的に実施される、「就労選択支援」という行政サービスの今後の方向性について示されました。現状と今後の方向性について比較されている図ですので、参考にしてください。



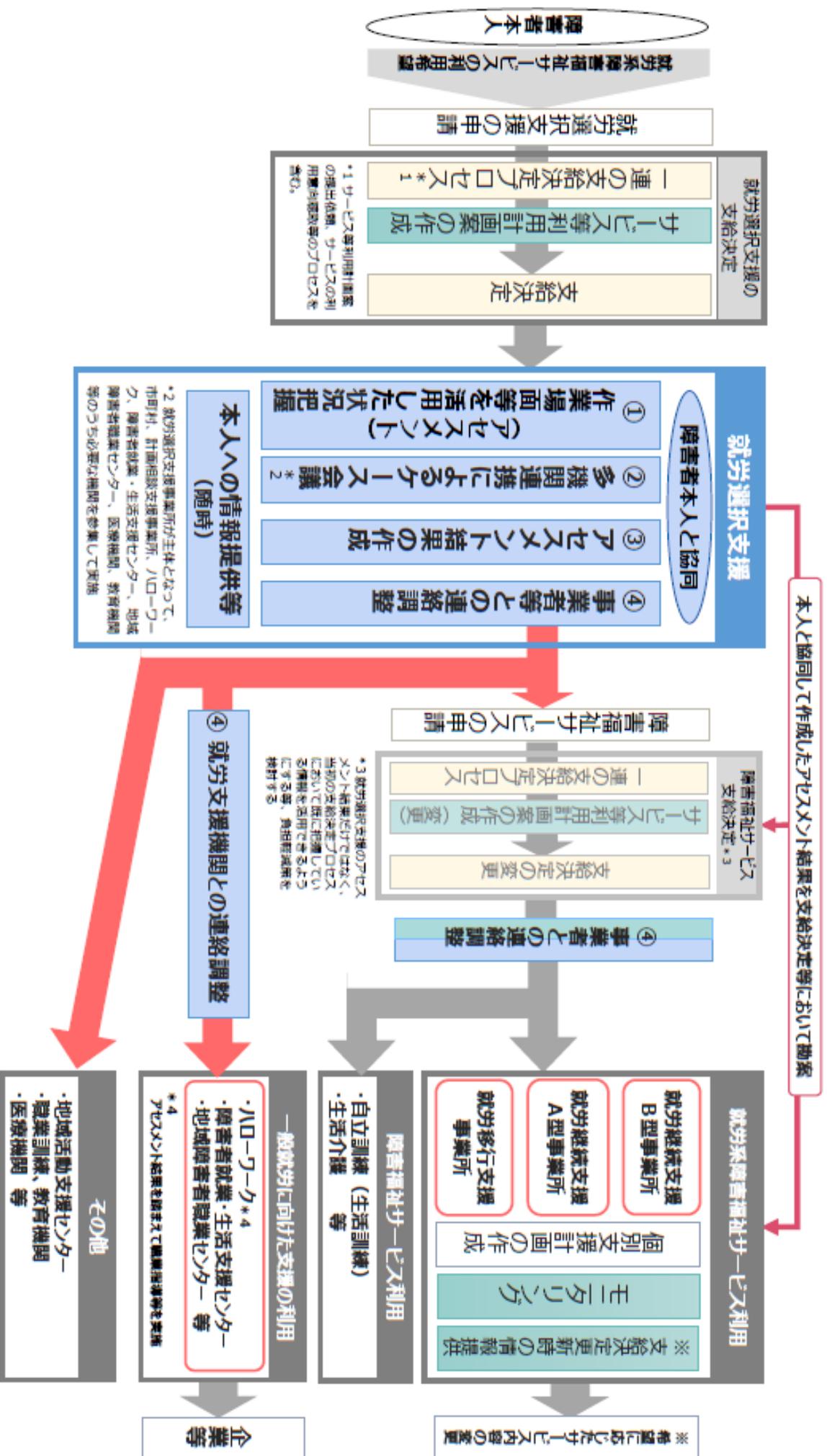
自分の子供が学校に通っているときは、何か関係がある制度なの？

直近で、この就労選択支援という制度に関係するお子さんのケースは、「就労継続支援B型事業所を利用したい生徒」です。令和9年以降は、就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所を利用したい生徒も原則この制度を利用する必要があります。また、希望する方に限っては、誰でも利用できる制度で、一般企業に就職したいのか、障がい者施設を利用したいのかアセスメントを通して相談できる制度でもあります。



# 就労選択支援の基本プロセスについて

(参考資料①)



各プロセスの実施主体

市町村  
\*支給決定を行う

計画相談支援事業所  
\*利用者のためのケアマネジメント全体を行う

就労選択支援事業所  
\*アセスメント結果及び地域の企業等に關する情報提供を通じて、障害者本人の選択を支援する役割を行う